

申告書の作成・送信は、

国税庁ホームページで!

新型コロナウイルス感染症の予防のため、
ぜひパソコン・スマホから申告を!

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、パソコンやスマートフォンを活用し、ご自宅から申告書の作成・提出ができます。感染症の感染防止のため、本年はより安心・安全・便利にご自宅からの申告をお願いします。



パソコンやスマホで
ご自宅から
申告できます!

「国税庁動画チャンネル」では、
確定申告の方法等を動画で紹介
しています!

国税庁動画チャンネル



掲載コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。

マイナンバーカードで e-Tax



「マイナポータルアプリ」を
インストールし、マイナンバ
ーカードをスマホで読み取り

マイナンバーカードは

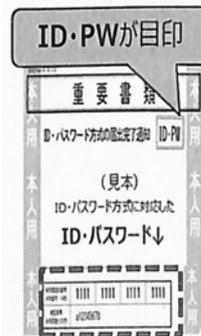
スマートフォン・パソコン・郵便などで申請で
き、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトを
ご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→

マイナンバーカード 取得方法



ID・パスワードで e-Tax



ID・パスワードは
税務署で発行しています

・ID等の発行を希望される方は、運転免
許証などの本人確認書類をお持ちの上、
ご本人がお近くの税務署にお越しくだ
さい。(一人当たり5分程度)

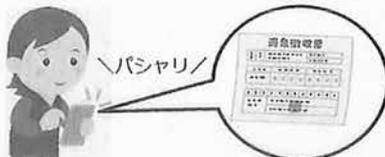
(注) ID・パスワード方式は暫定的な対
応です。

お早めにマイナンバーカードの取
得をお願いします。

スマホのカメラで自動入力! スマホでパシャリ!(給与所得の源泉徴収票)

NEW

スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます!



カメラを起動して源泉徴収票を撮影



内容を確認



読取内容を自動入力

確定申告書等作成コーナーの 操作方法に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901**



受付時間 午前9時から午後5時

※ 土日祝日、12月29日から1月3日を除く

※ 受付時間は時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

※ 上記の電話番号がご利用できない場合は、
☎ 03-5638-5171(有料)をご利用ください。

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダーの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178**



受付時間 平日 午前9時30分から午後8時

土日祝日 午前9時30分 から午後5時30分

※ 12月29日から1月3日を除く

※ 受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

※ 上記の電話番号がご利用できない場合は、
☎ 050-3818-1250(有料)をご利用ください。

■ 申告に関する一般的なご相談は確定申告相談センターへ

小牧税務署 ☎ 0568-72-2111

電話は自動音声によりご案内します。
ご用件に応じて次の番号を選択してください。

内容	番号	受付先
所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関するご相談	0	確定申告相談センター (3月15日(火)までご利用できます)
国税に関する一般的なご相談	1	電話相談センター (税務相談室職員がお答えします)
税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合	2	税務署
消費税軽減税率・インボイス制度に関するご相談	3	消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

■ 相談はチャットボットでも

ご質問を入力すればAIを活用した
「税務職員ふたば」がお答えします。



■ 令和3年分 確定申告会場について

令和3年分の確定申告における申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、会場の混雑を回避する観点から、各会場に入場するためには「入場整理券」が必要となります(入場整理券は当日会場で配付しますが、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行もおこなっています)。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

日付・会場	開催内容
2月9日(水)から 3月15日(火) 小牧勤労センター 小牧市上末2233番地2	2月9日(水)から15日(火)までは、公的年金を受給される方、および新規に住 宅ローン控除を受けられる方を主な対象として、申告相談を受け付けます。 ※混雑状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

上記会場開設期間中は税務署内での申告相談はおこないません。

開設時間 午前9時から午後5時 (土・日曜日・祝日を除く)

2月20日(日)・27日(日)に限り、**小牧勤労センター**にて申告相談をおこないます。

申告期限 所得税および復興特別所得税、贈与税は3月15日(火) 個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(木)



令和3年分の確定申告会場は「小牧勤労センター」になります。前年までの「小牧市公民館」ではありませんのでご注意ください。

確定申告について大口町税務課からのお知らせ

確定申告書は

国税庁ホームページで簡単に作成できます！

確定申告会場は大変な混雑が予想されますので、ご自身での申告書作成にご協力ください。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、自動計算で簡単に申告書を作成することができます。作成した申告書は、次のいずれかの方法で提出していただけます。

① e-taxの電子送信

利用者識別番号の取得やICカードリーダライタの用意等の事前準備が必要です。

② 書面の提出

事前の準備は必要ありません。申告書をプリンタで印刷し、税務署へ郵送してください。また、大口町の確定申告会場でも、申告書の提出のみであれば待ち時間なしで受け付けしています。

確定申告会場に来られる方へ

持参するもの

- ▽申告により税金が還付される方は、申告者名義の口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号）が確認できるもの（通帳等）
- ▽申告に必要な書類（源泉徴収票や保険料支払額証明書等）
- ▽マイナンバーカードの写し
- ▽マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載された住民票の写しと、マイナンバーの持ち主であることを確認できる身元確認書類（運転免許証等）の写し
- ※通知カードをお持ちの方は、令和2年5月25日時点で交付済かつ正しく変更手続きがとられており、記載事項に変更がないものに限ります。
- ▽e-taxの利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるものをお持ちください。

年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。

▽この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

▽外国政府等から支給を受ける公的年金等、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、確定申告が必要です。

▽確定申告が必要ない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

確定申告が必要ない方でも町県民税の申告をしなければならない方

- ▽町県民税の均等割が課税される方で、給与、年金以外の所得（農業、不動産等）がある方
- ▽所得税がかからない方で、各種控除（医療費、社会保険料、生命保険料等）の適用を受けることで町県民税が減額となる方
- ※収入がない方でも、国民健康保険

町県民税の申告

税の算定や公営住宅の入居等において申告が必要な場合があります。
町県民税の申告は、左記のとおり受け付けします。申告期限は3月15日（火）です。

受付期間 (土曜・日曜・祝日を除く)	場所
2月1日(火)から15日(火) 3月1日(火)から15日(火)	役場1階 税務課窓口
2月16日(水)から28日(月)	ほほえみプラザ4階 ほほえみホール

大口町の確定申告会場は ほほえみプラザ（健康文化センター）4階 ほほえみホールです

期間 2月16日(水)から28日(月)
※土・日・祝日は除きます。

時間 午前9時から正午、午後1時から4時

※新型コロナウイルス感染症防止のため、一時間毎に入場を制限させていただきます。**入場には事前予約が整理券が必要**です。

予約方法 2月8日(火)・9日(水)・10日(木)・14日(月)の午前8時30分から午後5時15分まで、電話(☎95-11112)にて事前予約を受け付けします。

※税理士との相談を希望される方(給与・雑(公的年金等)、配当一時所得以外の所得がある方)は事前予約ができませんので、当日にご整理券を受け取ってください。

整理券の配布 期間中の午前8時45分から、ほほえみプラザ1階エレベーター前で当日の整理券を配布します。

▽大口町の確定申告会場では、土地・建物や株式等の譲渡所得の申告はできません。

ただし、申告書の提出のみであれば大口町の確定申告会場でも受け付けします。

▽住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を初めて受けられる方は、小牧勤労センターの確定申告会場となります。

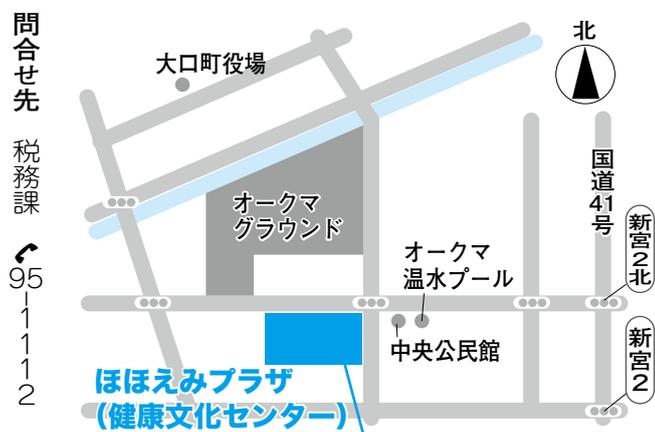
▽申告をされた場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されませんのでご注意ください。

▽特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と町県民税で異なる課税方法を選択する場合は、納税通知書送達前までに申告ください。送達後に申告されますと、町県民税に反映できませんのでご注意ください。また、損益通算や繰越控除についても同様となります。

▽新型コロナウイルス感染症予防のため、より安心・安全・便利にご利用いただけるe-Tax自宅から申告ができるサービスのご利用にご協力ください。

3月1日(火)以降に確定申告をされる場合は、小牧勤労センターの確定申告会場をご利用ください。上記の期間中以外は、大口町では確定申告の受け付けをおこなっていません。

町県民税の申告は、2月1日(火)から『役場税務課』で受け付けをおこないます。ただし、2月16日(水)から28日(月)の確定申告期間中は、『ほほえみホール』での受け付けとなりますのでご注意ください。



税だより

税に関する手続きのお知らせ

▽自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▽自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

▽普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎0565-55402048
▽軽自動車660cc以下の三輪四輪自動車

軽自動車検査協会 ☎0563-8101773 ※車両ごとに異なります。

問合せ先 税務課 ☎95-11113